

新旧対照表〔平成24・25年度入札参加資格（県内建設業）の承継手続について〕

新	旧
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 承継人等の欠格事由 資格審査取扱い基準第3条第3号から第6号まで、同条第8号から第14号まで及び資格審査取扱い基準第9条第2項のいずれかに該当する者を承継人又は承継会社（以下「承継人等」という）とする入札参加資格の承継は認めない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 承継人等の欠格事由 資格審査取扱い基準第3条第3号から第6号まで、同条第8号から第10号まで及び資格審査取扱い基準第9条第2項のいずれかに該当する者を承継人又は承継会社（以下「承継人等」という）とする入札参加資格の承継は認めない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

新旧対照表〔平成24・25年度入札参加資格（県内建設業）の承継手続について〕

新	旧
<p>添付書類イ</p> <p style="text-align: center;">暴力団排除に関する誓約書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>商号又は名称 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>代表者役職氏名 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> 印</p> <p>私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。 なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業許可に係る申請者 (2) 建設業許可に係る申請者の役員（法人の場合） (3) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (4) 法定代理人 (5) 法定代理人が法人の場合には、その役員及び議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者 (6) 議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者（法人の場合） <p>2 将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。</p> <p>※ 行政書士に委任している場合でも申請者本人が内容を確認した上で押印してください。（名前は肉筆でなくてもかまいません。）</p>	<p>添付書類イ</p> <p style="text-align: center;">暴力団排除に関する誓約書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>商号又は名称 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>代表者役職氏名 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> 印</p> <p>私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。 なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設業許可に係る申請者 (2) 建設業許可に係る申請者の役員（法人の場合） (3) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (4) 法定代理人 <p>追加</p> <ol style="list-style-type: none"> (5) 議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者（法人の場合） <p>2 将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。</p> <p>※ 行政書士に委任している場合でも申請者本人が内容を確認した上で押印してください。（名前は肉筆でなくてもかまいません。）</p>